



国際機関及び他国公的輸出信用機関の 環境社会配慮確認ガイドラインの動向

第1部 JBIC/NEXIが適合を確認する環境社会配慮確認ガイドライン

2021年2月16日



E&E Solutions Inc.
イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社



発表内容

第1部 JBIC/NEXIが適合を確認する環境社会配慮確認ガイドライン

1. 国際機関及び他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向：総論
2. JBIC/NEXIが適合を確認する環境社会配慮確認ガイドライン
 - 世界銀行の環境社会配慮確認ガイドライン
 - 国際金融公社の環境社会配慮確認ガイドライン
 - 世銀グループEHSガイドライン

第2部 他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向

1. 各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの概要
2. 2015年以降に環境社会配慮確認ガイドライン等を改訂した機関の事例



はじめに… 本発表における用語の定義

- プロジェクトにおける環境や社会に対する配慮：**環境社会配慮**
- 金融機関が融資等を実施する際に、プロジェクトに対して実施する環境社会配慮面に係る審査：**環境社会配慮確認**
- 金融機関が定める環境社会配慮確認に係るガイドライン：**環境社会配慮確認ガイドライン**
- 「JBIC：環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」：**JBIC環境ガイドライン**
- 「NEXI：貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」：**NEXI環境ガイドライン**
- 対象機関：

国際機関 7機関	世界銀行（以下「世銀」） 国際金融公社（以下「IFC」） アジア開発銀行（以下「ADB」） アジアインフラ投資銀行（以下「AIIB」） 欧州復興開発銀行（以下「EBRD」） 欧州投資銀行（以下「EIB」） 米州開発銀行（以下「IDB」）
公的輸出信用機関（以下「ECA」） 6機関	米国輸出入銀行（以下「USEXIM」） 加国輸出開発公社（以下「EDC」） 英国輸出信用保証局（以下「UKEF」） 仏国公的投資銀行（以下「Bpifrance」） 独国ユーラエルメス（以下「Euler Hermes」） 伊国外国貿易保険株式会社（以下「SACE」）

第1部

- 1 国際機関及び他国ECAの
環境社会配慮確認ガイドラインの動向：総論
- 2 JBIC/NEXIが適合を確認する
環境社会配慮確認ガイドライン





1. 国際機関及び他国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの動向

総論





国際機関及び他国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの動向①

1. 国際機関及び他国ECAの環境社会配慮確認ガイドライン等の文書

- すべての対象機関において、金融機関個別の環境社会配慮確認に係るガイドライン等を有している。
- 環境社会配慮確認に係るガイドライン等は3種類に分類

金融機関自身の方針や姿勢を示したものの
ポリシー

具体的な審査手順を示したものの
ガイドライン

顧客向けスタンダードを示したものの
スタンダード

2. 環境社会配慮確認のためのプロジェクト分類

- 環境社会配慮確認にあたって、まず審査の初期にプロジェクトの環境社会面の状況をふまえて分類し、より環境社会影響が大きいと判断されるプロジェクトを重点的に審査するという手法が一般的。
- プロジェクトの分類は、**カテゴリ分類**と**リスク分類**の2種類
 - **カテゴリ分類**：プロジェクトの潜在的特性に基づく分類
 - **リスク分類**：環境社会リスク・影響に対応することへの事業者のコミットメント及びキャパシティをふまえた、プロジェクトの時間軸に応じたリスクに基づく分類



国際機関及び他国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの動向②

国際機関

- ポリシー＋ガイドライン＋スタンダードを明示
- 10名から数十名規模の専門家による審査体制が確立
- プロジェクト分類
 - カテゴリ分類を導入している機関：IFC、ADB、AIIB、EBRD、IDB
 - リスク分類を導入している機関：世銀、IFC、IDB

ECA

- ポリシーは、各国の方針に従うとしている機関が多数であり、環境社会配慮確認に係る文書に盛り込んでいる機関は少ない。
- 原則として国際基準を参照。国際機関のようなスタンダードを明示していない。
- 環境社会配慮確認の担当者は、各機関とも数名程度。
- プロジェクト分類
 - 全ての機関がカテゴリ分類を導入



国際機関及び他国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの動向③

3. 環境社会配慮確認に係るガイドライン等の改訂

- **JBIC/NEXI環境ガイドラインの前回改訂（2015年）以降に環境社会配慮確認ガイドライン等を改訂した機関**
 - Bpifrance（2016年）、**世銀（2016年）**、Euler Hermes（2018年）、AIIB（2019年）、**EBRD（2019年）**、**EDC（2019年）**、**IDB（2020年）**、UKEF（2020年）

赤字：内容、構成面での改訂を行った機関

• 改訂方法

- 国際機関：会合形式のコンサルテーションを実施した機関は、世銀、EBRD、IDB。IDBはCOVID-19の影響から一部メールで実施。
- ECA：広く一般に呼びかける形での会合形式のコンサルテーションを実施した機関は無し。なお、EDCのみ、特定の関係者との会合形式のコンサルテーションを実施した後、パブリックコメントを経て改訂。
- **2021年1月時点において改訂が進行中の機関：ADB、AIIB**



2 JBIC/NEXIが適合を確認する国際的環境社会配慮確認ガイドライン





世銀の旧環境社会配慮確認ガイドライン：世銀セーフガードポリシー

- 世銀が支援するプロジェクトは、プロジェクトが経済的・財政的・社会的・環境的に健全であることを確保するために策定されている業務政策（Operational Policies；以下「OP」）に基づき管理されてきた。OPの下には、世銀の内部における具体的な手続きを示した銀行内部手続き（Bank Procedure; 以下「BP」）が整備されている。
- OPのうち以下に示す10のOPが「世銀セーフガードポリシー」として1980年代から整備され、随時更新・運用されてきた。
- 世銀セーフガードポリシーの適用範囲：プロジェクト融資（Investment Lending）
- 世銀セーフガードポリシーのうち、下表番号 1 から8が「環境社会配慮」に係るセーフガードであり、この環境社会配慮に係るセーフガードが2016年8月世銀環境社会フレームワーク（Environmental and Social Framework；以下「ESF」）として公開された。

表 世銀セーフガードポリシーの構成

1	OP4.01	Environmental Assessment 環境アセスメント	BP4.01	Environmental Assessment
2	OP4.04	Natural Habitats 自然生息地	BP4.04	Natural Habitats
3	OP4.36	Forests 森林	BP4.36	Forests
4	OP4.09	Pest Management 害虫管理	-	-
5	OP4.10	Indigenous Peoples 先住民族	BP4.10	Indigenous Peoples
6	OP4.11	Physical Cultural Resources 物理的文化遺産	BP4.11	Physical Cultural Resources
7	OP4.12	Involuntary Resettlement 非自発的住民移転	BP4.12	Involuntary Resettlement
8	OP4.37	Safety of Dams ダムの安全	BP4.37	Safety of Dams
9	OP7.50	Projects on International Waterways 国際水路に係るプロジェクト	BP7.50	Projects on International Waterways
10	OP7.60	Projects in Disputed Areas 紛争地域におけるプロジェクト	BP7.60	Projects in Disputed Areas



世銀ESF
2016年公開
2018年10月1日から施行



世銀セーフガードポリシーから世銀ESFへ

世銀は、2012年から、借入国（Borrower）のニーズに応え、世の中の新しい需要や課題に対応することを目的とし、世銀の旧環境社会配慮確認ガイドラインにあたるセーフガードポリシーの改訂に着手し、2016年8月世銀ESFを公開した。

・ 改訂のスケジュール

- ・ 第1回コンサルテーション： 2012年10月～2014年3月
- ・ 改訂版ドラフト第1弾の公開： 2014年7月30日
- ・ 第2回コンサルテーション： 2014年7月～2015年3月
- ・ 改訂版ドラフト第2弾の公開： 2015年6月30日
- ・ 第3回コンサルテーション： 2015年8月～2016年3月
- ・ 改訂版ドラフト第3弾の公開： 2016年7月20日
- ・ 最終改訂版公開： 2016年8月4日

・ 改訂にあたってのスコープ：

- ・ 改訂対象：前スライドの1-8のOP及び借入国の環境及び社会に係る管理方法の審査に関するOP 4.00（Piloting the Use of Borrower Systems to Address Environmental and Social Safeguard Issues in Bank-Supported Projects）
- ・ 社会的課題（環境社会リスク及び機会の包括的な評価、非自発的住民移転または先住民族と関連するプロジェクトの評価方法）、情報公開、コンサルテーション、コミュニティ及びステークホルダーエンゲージメント、苦情の管理等
- ・ その他：
 - ・ 2012年に実施されたIFCパフォーマンススタンダードの改訂ポイント
 - ・ 世銀セーフガードポリシーでは言及されていないテーマ（人権、労働安全衛生、ジェンダー、障害者、先住民族のFPIC、土地保有、自然資源、気候変動）
 - ・ 世銀に加え、パートナーである国際開発金融機関・ECAの過去及び進行中の環境レビューから得られた知見



世銀の新環境社会配慮確認ガイドライン：世銀ESFの構成

- 2016年8月4日に制定、2018年10月1日から施行。ESFは、以下の5つの文書から構成されている。

表 世銀ESFの構成

1	Vision for Sustainable Development (以下「世銀ビジョン」)	環境と社会の持続可能性に関する世銀のビジョンを示したもの。
2	World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (以下「世銀ポリシー」)	投資プロジェクト資金調達において、世銀に適用される必須要件を定めたもの。
3	Environmental and Social Standards (以下「世銀ESS」)	借入国へ求める環境社会に係る基準。 世銀から融資を受ける国やプロジェクトは、世銀ESSの要求事項を満足することが求められる。
4	Bank Directive: Environmental and Social Directive for Investment Project Financing : 銀行指令 (2020年1月発行)	プロジェクトファイナンスに係る環境社会に係る銀行指令。
5	Bank Directive on Addressing Risks and Impacts on Disadvantaged or Vulnerable Individuals or Groups : 銀行指令 (2016年8月発行)	社会的弱者・グループへのリスク及び影響に係る銀行指令。

- 世銀ESFの適用範囲は、プロジェクト融資 (Investment Project Financing) のみ



世銀ESS

- 世銀ESSは、10のESSで構成されている。各世銀ESSの下には、運用面における詳細を示したガイダンスノート（以下「GN」）が公開されている。

表 世銀ESSの構成

ESS1	Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impact 借入国が遵守することが求められる環境社会リスクおよび影響の評価・管理に係る要求事項をまとめたもの。	GN1
ESS2	Labor and Working Conditions 借入国が遵守することが求められる労働環境に係る要求事項をまとめたもの。	GN2
ESS3	Resource Efficiency and Pollution Prevention and Management 借入国が遵守することが求められる資源効率および及び汚染防止管理に係る要求事項をまとめたもの。	GN3
ESS4	Community Health and Safety 借入国が遵守することが求められる地域住民の衛生安全に係る要求事項をまとめたもの。	GN 4
ESS5	Land Acquisition, Restrictions on Land Use and Involuntary Resettlement 借入国が遵守することが求められる用地取得、土地利用制限、非自発的住民移転に係る要求事項をまとめたもの。	GN5
ESS6	Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources 借入国が遵守することが求められる生物多様性の保全及び持続可能な「生命のある自然資源」の管理に係る要求事項をまとめたもの。	GN6
ESS7	Indigenous Peoples/ Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities 借入国が遵守することが求められる先住民族に係る要求事項をまとめたもの。	GN7
ESS8	Cultural Heritage 借入国が遵守することが求められる文化遺産に係る要求事項をまとめたもの。	GN8
ESS9	Financial Intermediaries 金融仲介者に対し、サブプロジェクトの環境社会リスク・影響の評価及び管理方法についてとりまとめたもの。	GN9
ESS10	Stakeholder Engagement and Information Disclosure 借入国に求めるステークホルダーエンゲージメントおよび情報公開に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN10

- ESS 1 およびESS10は、全てに適用されるUmbrella Document。ESS2からESS8は、対象となるプロジェクトにおいて該当するリスクがある場合に目指すべき基準を示したもの。



世銀ESSとGNの記述の例

世銀ESS2 Labor and Working Conditionsの記述 ⇒ GN2 : 3.1ではより具体的に詳述

3. The scope of application of ESS2 depends on the type of employment relationship between the Borrower and **the project workers**. The term “project worker” refers to:

- (a) people employed or engaged directly by the Borrower (including the project proponent and the project implementing agencies) to work specifically in relation to the project (direct workers);
- (b) people employed or engaged through third parties³ to perform work related to core functions⁴ of the project, regardless of location (contracted workers);
- (c) people employed or engaged by the Borrower’s primary suppliers⁵ (primary supply workers);
- (d) people employed or engaged in providing community labor⁶ (community workers).

ESS2 applies to project workers including full-time, part-time, temporary, seasonal and migrant workers.⁷

Footnote 3. ‘Third parties’ may include contractors, subcontractors, brokers, agents or intermediaries.

Footnote 4. ‘Core functions’ of a project constitute those production and/or service processes essential for a specific project activity without which the project cannot continue.

Footnote 5. ‘Primary suppliers’ are those suppliers who, on an ongoing basis, provide directly to the project goods or materials essential for the core functions of the project.

Footnote 6. See paragraph 34

Footnote 7. ‘Migrant workers’ are workers who have migrated from one country to another or from one part of the country to another for purposes of employment.

GN3.1. Project workers can be engaged in many different ways. It is important to identify the different types of workers that may be engaged in the project and describe them in the labor management procedures that are prepared for the project (see paragraph 9 of ESS2), together with the way in which the ESS2 requirements apply to each type of project worker. The four categories of project workers referred to in paragraph 3 of ESS2 reflect the differing degrees of control and influence that a Borrower may have over the working conditions and treatment of different types of project workers. The requirements under ESS2 are different depending on the type of project worker involved.



世銀ESF（2016）の主な改訂点

- 構成の変更
- カテゴリ分類からリスク分類へ
- 世銀から借入国に求める要求事項（借入国が満たすべき基準）は、IFCパフォーマンススタンダードの記述と概ね類似

表 世銀ESFの主要な改訂点

イシュー	主な改訂点
人権へのアプローチ	□ 世銀ビジョンにおいてのみ「人権」という用語に言及（言及はしているものの具体的な規定なし。）。
先住民族	□ より多くの民族を対象とするようにESS 7のタイトルを「Indigenous Peoples」から「Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Undeserved Traditional Local Communities」へ変更
非差別	□ 世銀は「非差別」に取り組むことを重要な課題と位置づけており、ESFでは非差別やSocial Inclusion（社会的包摂）を原則とすることが明記。
気候変動及びGHGの排出量予測	□ GHG排出量の予測を実施することを規定（規定はされているものの、気候変動に特化した具体的な規定なし。）
労働及び労働条件	□ 世銀が労働関連のポリシーとして初めてESS2を制定



IFCの環境社会配慮確認ガイドライン：IFC持続可能性枠組



IFC Sustainability Framework (以下「IFC持続可能性枠組」) (2012) の構成

- 2012年1月1日から施行されているIFC持続可能性枠組は、以下の3つの文書から構成される。

表 IFC持続可能性枠組の構成

1	Policy on Environmental and Social Sustainability	IFCの環境・社会持続可能性への取り組み及び責任を説明したIFCのポリシー。
2	Performance Standards (IFCパフォーマンススタンダード)	IFCが貸出条件として顧客へ遵守を求める基準。IFCから融資を受ける国やプロジェクトは、この要求事項を満足することが求められる。
3	Access to Information Policy	透明性とグッドガバナンスの確立に向けたIFCの運営における情報公開政策

- IFC持続可能性枠組の適用範囲：IFCが融資を行うすべての事業活動
- IFCパフォーマンススタンダードに沿った方法で環境・社会的リスクや影響を管理することは、顧客の責任と明記（IFC自身は融資する事業活動がパフォーマンススタンダードの要求事項に沿って実施されていることを確認するために、環境レビュー・モニタリング・監督（Supervision）の努力を行うとしている。）



IFCパフォーマンススタンダード

- IFCパフォーマンススタンダードは、8つのパフォーマンススタンダードで構成されている。各パフォーマンススタンダードの下には、運用面における詳細を示したGNが公開されている（世銀ESSと同様）。

表 IFCパフォーマンススタンダードの構成

PS1	Assessment and management of environmental and Social risks and Impacts 借入人／顧客が遵守することが求められる環境社会リスク評価および管理に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN1
PS2	Labor and Working Conditions 借入人／顧客が遵守することが求められる労働者および労働条件に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN2
PS3	Resource efficiency and Pollution Prevention 借入人／顧客が遵守することが求められる資源効率および汚染対策に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN3
PS4	Community Health, Safety, and Security 借入人／顧客が遵守することが求められる地域社会の衛生・安全・保安に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN4
PS5	Land acquisition and Involuntary resettlement 借入人／顧客が遵守することが求められる用地取得および非自発的住民移転に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN5
PS6	Biodiversity Conservation and Sustainable management of living natural resources 借入人／顧客が遵守することが求められる生物多様性保全及び天然資源の持続可能な管理に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN6
PS7	Indigenous Peoples 借入人／顧客が遵守することが求められる先住民族に係る要求事項をとりまとめたもの。	GN7
PS8	Cultural Heritage 借入人／顧客が遵守することが求められる文化遺産に係る要求時刻をとりまとめたもの。	GN8

- 2012年以降、パフォーマンススタンダード本文の改訂は行われていない。しかし、IFCパフォーマンススタンダード6にGN 6（生物多様性に係るガイダンスノート）が改訂されており、最新版は2019年6月27日版となっている。



IFCパフォーマンススタンダードとGNの記述の例

IFCパフォーマンススタンダード2 para4 の記述 ⇒ GN2-4、GN2-5ではより具体的に詳述

4. The scope of application of this Performance Standard depends on the type of employment relationship between the client and the worker. It applies to workers directly engaged by the client (direct workers), workers engaged through third parties to perform work related to core business processes³ of the project for a substantial duration (contracted workers), as well as workers engaged by the client's primary suppliers (supply chain workers).⁴

GN4. Clients have differing degrees of influence and control over the working conditions and treatment of different types of workers associated with the project, and the requirements of Performance Standard 2 reflect this reality.

GN5. Clients should assess with whom they are considered to be in an employment relationship and identify the types of workers. The employment relationship is the legal link between employers and employees. It exists when a person performs work or provides services under certain conditions in return for remuneration. It is through the employment relationship, however defined, that reciprocal rights and obligations are created between the worker and the employer. [ILO Recommendation No. 198](#), paragraph 13, provides indicators to determine the existence of an employment relationship for direct and contracted workers. Following Recommendation No. 198, the indicators of an employment relationship might include:

- (a) Subordination and dependence
- (b) Control of the work and instructions: the fact that the work: is carried out according to the instructions and under the control of another party; involves the integration of the worker in the organization of the enterprise; is performed solely or mainly for the benefit of another person; must be carried out personally by the worker; is carried out within specific working hours or at a workplace specified or agreed by the party requesting the work; is of a particular duration and has a certain continuity; requires the worker's availability; or involves the provision of tools, materials and machinery by the party requesting the work;
- (c) Integration of worker in the enterprise: periodic payment of remuneration to the worker; the fact that such remuneration constitutes the worker's sole or principal source of income; provision of payment in kind, such as food, lodging or transport; recognition of entitlements such as weekly rest and annual holidays; payment by the party requesting the work for travel undertaken by the worker in order to carry out the work; or absence of financial risk for the worker.



世銀グループ 環境・衛生・安全に関するガイドライン（以下「EHSガイドライン」）

- 世銀グループのEHSガイドライン

特に汚染対策に関しては、産業界にて国際的かつ専門的視点により妥当であると認知される実務水準の実例を示す技術的文書



- 所管はIFCだが、世銀グループ全体に適用される技術文書との位置づけ
- 世銀グループ（世銀、IFC等）はもちろん、他の機関（国際機関援助機関、ECA、民間金融機関等）も参照する技術文書となっている。
- 2021年1月時点でセクター別に随時改訂中



第1部 まとめ





まとめ

- 世銀の環境社会配慮確認ガイドライン（世銀ESF）は、2016年の改訂をふまえ、IFCの環境社会配慮確認ガイドライン（IFC持続可能性枠組）の構成を踏襲し、類似の構成となった。世銀ESSとIFCパフォーマンススタンダードの構成（GNが示される点も含む）も類似。
- 世銀ESSとIFCパフォーマンススタンダードの要求事項の内容の一部に違いはみられるが、多くは「機関の特性によるもの」であり、要求事項の多くの主旨はIFC持続可能性枠組と類似のものとなっている。
- 2012年版の「IFC持続可能性枠組」は多くの金融機関に対し、内容面で影響を与えているのみならず、その構成（金融機関自身のポリシー（①）と顧客に対する要求事項（②）の構成）は、他の国際機関に対しても多大な影響を与えている
- 2021年1月時点においてIFC持続可能性枠組の改訂に係るアナウンスなし



ご清聴ありがとうございました



連絡先： イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社
 環境事業部グローバル環境グループ 二郷 明子

E-mail : a-nigo@eesol.co.jp